

中央図書館等移転改修事業に係る
公募型プロポーザルの審査結果報告書

令和5年12月11日

中央図書館等移転改修事業者選定等審査委員会

1 優先交渉権者選定の結果

中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザルにおいて、事前に公表した評価基準に基づき、参加表明者より提出された技術提案書及びヒアリングにより評価を行い、次のとおり優先交渉権者を選定した。

なお、参加表明者は、A社の1者のみであった。

優先交渉権者： 大林・広成特定建設工事共同企業体（A社）

評価結果

評価項目		配点	評価点
			A社
1	技術協力の業務の実施に関する提案	10	10
2	主たる事業課題への対応に関する施工方法等の提案	(1) 周辺状況及びエールエールA館内での店舗営業の継続等を踏まえた提案	19
		(2) 施工時の安全・安心を確保するために有効な提案	19
		(3) 比較的短い工期内で確実に完成させるための効率的かつ効果的な提案	11
3	コスト削減につながる取組に関する提案	10	8
4	概算見積額	20	-9
合計		100	58
順位		—	第1位 優先交渉権者

2 審査概要

(1) 優先交渉権者選定の経過

本件は、中央図書館等移転改修事業において、技術協力業務及び工事についての優先交渉権者を選定するために、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めたものである。

優先交渉権者の選定に当たっては、予め定めた評価基準によって審査を行った。

審査は、評価項目について、技術提案書やヒアリングの内容に基づき、提案内容の的確性、独創性、実現性などを各委員が評価し、その平均点を評価点として算出した。

日程	内容
令和5年 9月13日	第1回審査委員会の開催 技術提案・交渉方式の適用、参考額の設定、技術提案項目の設定、評価基準（評価項目、評価の視点）、公示（参加資格等）及びプロポーザル実施要領等の決定
9月20日	公示、実施要領の交付
9月20日 ～9月27日	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問の受付期間
10月 6日	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問への回答の公表
10月10日 ～10月12日	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間

日 程	内 容
10月18日	参加資格確認の結果の通知
10月18日 ～10月19日	現地確認の申込受付期間
10月24日	現地確認の実施
10月18日 ～10月25日	技術提案書の提出に関する質問の受付期間
11月2日	技術提案書の提出に関する質問への回答の公表
10月20日 ～11月20日	技術提案書の受付期間
11月30日	第2回審査委員会の開催 参加表明者へのヒアリング及び技術提案書の審査 優先交渉権者の選定

(2) 講評

「1 技術協力の業務の実施に関する提案」については、全体的に評価の視点に応じて要点を絞りながら過不足なく述べられていた。また、E C I方式の長所を生かす技術支援業務の実施方法の記載など、E C I方式に対する理解度が高いことが評価された。

「2 主たる事業課題への対応に関する施工方法等の提案」のうち、「(1)周辺状況及びエールエールA館内での店舗営業の継続等を踏まえた提案」については、夜間作業とすることで、店舗関係者、利用者の安全性を確保しながら、効率的かつ効果的な作業を進めていく提案内容となっていた。また、ヒアリングにおいて、週休2日制の確保も踏まえ、夜間に行う必要のある資機材搬入に合わせて、そのまま作業を開始する方が昼間作業とする場合に比べコスト縮減につながるなどの点も評価された。

「(2)施工時の安全・安心を確保するために有効な提案」については、店舗関係者、利用者、周辺住民からの苦情に対し、工事事務所内に配置する近隣対応チームを窓口として適切に対応する体制や、吹き抜け部の仮設計画において、昼間の店舗関係者・利用者の動線を確保しながら、粉塵・落下物防止対策を行うなどの具体的な提案が盛り込まれていた。また、施工チームとして昼間担当、夜間担当がそれぞれ設定され、昼夜を問わず、しっかりとした施工体制の整備が予定されていることも評価された。

「(3)比較的短い工期内で確実に完成させるための効率的かつ効果的な提案」については、予定している協力会社へのヒアリングを踏まえた資材の調達や、関連する別途工事の進捗・調整も考慮しつつ、3工区に分けて施工するなどの提案がなされた。

「3 コスト縮減につながる取組に関する提案」については、施工を工夫するとともに、様々な情報通信技術（ICT）を活用し、省人化・作業効率化を図る提案がなされた。

「4 概算見積額」については、参考額に対し超過しており低評価となった。なお、実施設計において本市及び設計者と共にコスト縮減に向けて取り組む姿勢が確認された。

プロポーザルへの参加は1者のみであったものの、本事業の課題や趣旨をよく理解し、効果的な施工が期待できる提案内容であり、全体として評価できるものであったことから、優先交渉権者として、大林・広成特定建設工事共同企業体（A社）を選定した。